

日体協公認バレーボール指導者養成講習会について

1 受講科目

公認指導員の資格取得には、共通科目（35時間）と専門科目（40時間）を受講する必要があります。

今年度、福井県でバレーボール公認指導員養成講習会（専門科目）を開催する予定です。

共通科目はNHK学園の通信講座で受講することができます。

2 共通科目

バレーボール公認指導員養成講習会（専門科目）の受講申し込みをすると、共通科目を修了していない方にはNHK通信講座共通科目（35時間）の案内が届きます。スポーツリーダーの資格（共通科目、35時間）がある方は受講する必要がありません。

3 専門科目の実施計画

以下の日程で実施予定をしています。

（講師、会場の都合で変更する場合があります。）

- 10月24日（土） 福井市北体育館 〒910-0124 福井市天池町 5-6
- 11月22日（日） 神明苑 体育館 〒916-0017 鯖江市神明町 2-8-4
- 12月 5日（土） 県立丹生校等学校 〒916-0147 丹生郡越前町内郡 41-18-1
- 12月 6日（日） 県立丹生校等学校 〒916-0147 丹生郡越前町内郡 41-18-1

全国私立高等学校バレーボール指導者（公認資格取得）講習会 北信越地区講習会が福井県で7月11日（土）、12日（日）に開催されます。資格更新の義務研修、指導員養成講習会の免除講習（19時間）になります。また、続けて中央講習会（昨年は10月12日、13日に東京で開催）を受講すると、専門科目は修了となります。富山県では毎年、指導員養成講習会を開催しています。（ホームページ等を参照してください。）

4 受講の流れ

資格取得までの流れは、おおよそ以下のようになります。

- (1) 6月中 ... 公認指導員養成講習会受講申し込み
- (2) 8月下旬 ... NHK通信講座受講開始
(課題提出3回, 60%以上の得点で講座修了)
- (3) 専門科目受講 ... 専門科目の結果通知
- (4) 翌年 1月上旬 ... 共通科目修了の結果通知
- (5) 翌年 8月 ... 資格申請書到着
- (6) 翌年 10月 ... 資格証明書到着、資格発効

平成 21 年度 財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会 競技別指導者「指導員」養成講習会 専門科目 開催要項

1. 目的

地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたり、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成する。

2. 主催 財団法人日本体育協会
財団法人日本バレーボール協会

3. 主管 財団法人福井県体育協会
福井県バレーボール協会

4. 後援 文部科学省
福井県教育委員会

5. 実施競技

競技の普及状況等を勘案し、財団法人日本体育協会（以下「本会」）と当該中央競技団体が協議の上、決定するが、財団法人福井県体育協会と福井県バレーボール協会の実施希望を考慮する。

6. カリキュラム

（1）専門科目 40 時間以上（集合講習 30 時間以上、その他 10 時間以上）

時間数は競技団体によって異なる。

各競技別に各都道府県競技団体が主管して実施する。

講習及び試験の免除措置については、当該中央競技団体が定める基準による。

7. 開催期日・開催場所・日程

（1）10月24日（土）福井市北体育館 〒910-0124 福井市天池町 5-6 TEL 0776-56-3771

（2）11月22日（日）神明苑 体育館 〒916-0017 鯖江市神明町 2-8-4 TEL 0778-52-5165

（3）12月5日（土）県立丹生高等学校 〒916-0147 丹生郡越前町内郡 41-18-1 TEL 0778-34-0027

（4）12月6日（日）県立丹生高等学校 〒916-0147 丹生郡越前町内郡 41-18-1 TEL 0778-34-0027

8. 受講者

受講条件

（1）受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者で、実施競技団体が定める条件。

（2）地域においてスポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で実際の指導にあっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。

受講者数

受講者数は、各競技20名程度とする（特に上限は定めない）。

9. 受講申込み

（1）受講申込みは各都道府県競技団体を通じて各都道府県体育協会へ行う。

（2）受講希望者は、所定の受講申込書に必要事項を記入し、免除該当者は所定の必要書類を添付し、6月1日（月）～26日（金）までに提出する。

10. 受講料

専門科目：14,700 円（消費税込み）

（上記金額を基準とし、競技特性、講習会等の事情により変更される場合がある）

免除・資格審査料については別に定める。

11. 受講者の決定

各都道府県体育協会から提出された申込書などの関係書類に不備がない者を受講者として内定し、学校法人日本放送協会学園（NHK 学園）または各都道府県体育協会を通じて本人に通知する。

受講内定後、受講料の支払いを完了したものを受講者として決定する。

(1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め 4 年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

(2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、本会指導者育成専門委員会教育研修部会で審査し受講が取り消される。

12. 講習・試験の免除

既存資格及び本会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。

13. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 共通科目における検定試験は、通信教育（NHK 学園）課題検定による判定とし、本会指導者育成専門委員会において審査を行う。

(2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、各中央競技団体指導者育成担当委員会において審査する。

(3) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認指導員養成講習会修了者」として認める。

14. 登録及び認定

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者に「合格証」を発行し、その後、指導者登録を完了した者に、本会公認指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。この際「登録証」は本会スポーツ指導者登録規程に基づき原則クレジットカード機能付となる。

(2) 登録による公認資格の有効期限は 4 年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限内に、本会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。

（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）

15. その他

本講習会受講に際し、取得した個人情報は、本会及び各都道府県体育協会、各中央競技団体、各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

16. 問合せ先

財団法人 日本体育協会 スポーツ指導者育成部 指導者育成課

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育館 TEL：03-3481-2226 FAX：03-3481-2284

〒916-1116 福井県鯖江市川島町 26-89 酒井貞利 TEL：0778-65-1230（携帯）090-7087-7115

